

総価契約単価合意方式実施に向けたユニットプライス型積算方式試行工事の考察

財団法人 経済調査会 正会員 ○杉目 雅範

(前 国土交通省 国土技術政策総合研究所)

国土交通省 国土技術政策総合研究所 非会員 佐近 裕之

国土交通省 国土技術政策総合研究所 非会員 吉田 潔

財団法人 建設物価調査会 非会員 柴尾 治

(前 国土交通省 国土技術政策総合研究所)

1. はじめに

国土交通省では、平成22年4月1日以降に入札公告する原則全ての土木工事等に「総価契約単価合意方式(以下「本方式」という。)」を導入することとした。本方式は、平成13年度より多様な入札・契約方式の取組みの一つとして試行が行われており、平成16年度から本方式の一環としてユニットプライス型積算方式を試行している。本稿では、本方式実施に向けたユニットプライス型積算方式の試行工事の考察を報告する。

2. 制度の概要

本方式は、総額による入札・契約後、請負者が提出した内訳書を基に、細別(レベル4)ごとの単価等について、発注者と請負者が協議および合意し、単価合意書を書面により締結する。この合意した単価等は、変更予定価格の算定、出来高部分払いの金額算定、前工事と後工事の関係にある工事における後工事の予定価格算定等に使用する。なお、ユニットプライス型積算方式では、直接工事費に連動する間接工事費を含む単価を合意する、合意した単価を統計的に処理し次回以降の積算に使用するなどの相違点がある。(表-1)

表-1 本方式とユニットプライス型積算方式の比較

	総価契約単価合意方式	ユニットプライス型積算方式
積算思想	造る積算	買う積算
積算基準	土木工事標準積算基準書	ユニットプライス型積算基準
適用範囲	全工事区分(建築工事等、一部対象外あり)	ユニットプライス型積算方式試行工事区分
工事費構成	・直接工事費 ・共通仮設費 ・現場管理費 ・一般管理費等	・直接工事費(ユニット)(注1) ・間接工事費(ユニット)(注2) ・一般管理費等
単価合意	単価個別合意方式 単価包括合意方式	単価個別合意方式のみ

(注1)直接工事費(労務費、材料費、機械経費等)と直接工事費に連動して増減する諸経費を含む

(注2)直接工事費に連動して増減しない諸経費

3. 単価合意の状況

ユニットプライス型積算方式では、収集された合意単価を分析する際、官積算額に対する請負額の比率(以下「請負比率」という。)が最頻値±σを外れる工事を棄却している。今回は、平成19年度試行工事全体(457件)、請負比率が低い工事(169件)、請負比率が低い工事を除いた工事(288件)で比較を行った。

請負比率を比較すると、試行工事全体では90.5%であったが、請負比率が低い工事では82.9%、請負比率が低い工事を除くと95.4%であった。特に請負比率が低い工事では、直接工事費(ユニット)と間接工事費(ユニット)の合意比率(官積算額に対する合意金額の比率をいう)はともに86.1%であるが、一般管理費等の合意比率は51.0%と極端に低く合意している傾向がみられた。(表-2)

表-2 請負比率と合意比率の比較

	試行工事全体	請負比率が低い工事(注)	請負比率が低い工事除く
直工(ユニット)	93.1%	86.1%	97.7%
間工(ユニット)	92.2%	86.1%	95.9%
一般管理費等	64.8%	51.0%	73.7%
請負比率	90.5%	82.9%	95.4%

(注)請負比率89%以下の工事が該当

キーワード 総価契約単価合意方式, ユニットプライス型積算方式

連絡先 〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-16 (財)経済調査会 調査研究部 TEL03-3543-1462

4. 導入効果

本方式の導入により、「双務性の向上」,「変更契約時等の円滑な金額協議」等の効果が期待されている。そこで、平成18~20年度のユニットプライス型積算方式試行工事でのアンケート調査結果から、期待される効果のうち「双務性の向上」と「変更契約時等の円滑な金額協議」の検証を行った。

(1) 双務性の向上

請負者へ「変更協議で発注者の積算単価が優先されるといった片務性は改善されましたか」と質問したところ、「かなり改善された」9%,「やや改善された」51%,「変わらなかった」38%との回答が得られ、全体の6割が改善されたと認識していることから、単価協議・合意によって双務性の向上が図られているといえる。(図-1)

(2) 変更契約時等の円滑な金額協議

発注者へ「単価合意により変更金額の算定が円滑になりましたか」と質問したところ、「かなり円滑となった」10%,「やや円滑となった」49%,「変わらなかった」38%との回答が得られており、全体の6割が円滑になったと認識している。(図-2)

また、請負者へ「(数量増減などの)契約変更が円滑に行えるようになりましたか」と質問したところ、「かなり円滑となった」25%,「やや円滑となった」48%,「変わらなかった」25%との回答が得られており、全体の7割が円滑になったと認識している。(図-3)

このように、事前に協議・合意した単価を利用することで変更契約時等の金額協議が円滑となったといえる。

5. まとめ

単価合意の状況では、本・支店経費や利益が含まれる一般管理費等を抑えて合意している傾向がみられたことから、本方式の本格的な適用に当たっても同様の傾向となることが想定される。また、本方式の導入により「双務性の向上」と「変更契約時の円滑な金額協議」に寄与することが想定される。

なお、今年度、本方式を全面導入するに当たって、新規工種(レベル2)の追加にあっては請負比率を乗じない官積算単価を採用する、包括的な単価合意方式を導入するなどの制度改善を実施しており、「双務性の向上」,「変更契約時の円滑な金額協議」などの効果が更に向上するものと考えられる。

今後は、適切なフォローアップを実施することにより、実施上の問題点を把握し、本方式の更なる制度改善に努める必要がある。

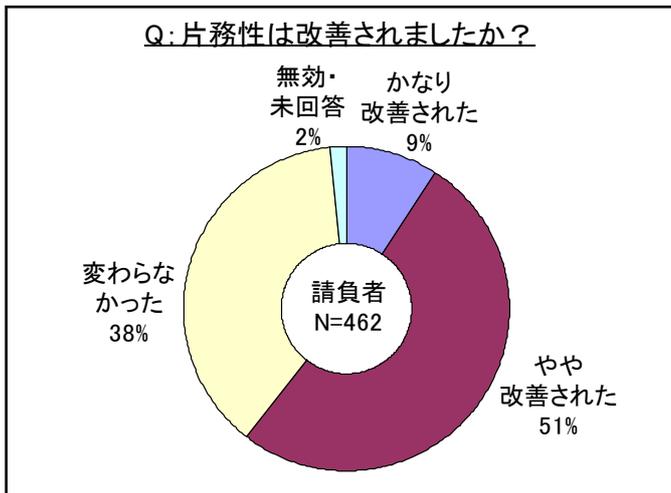


図-1 「双務性の向上」の検証

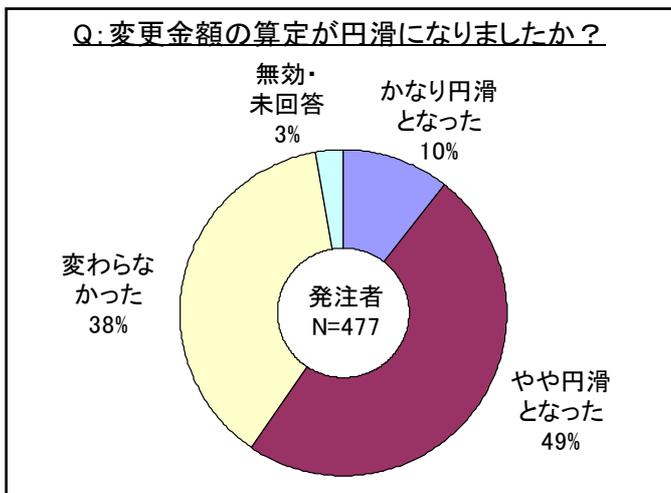


図-2 「円滑な金額協議」の検証(発注者)

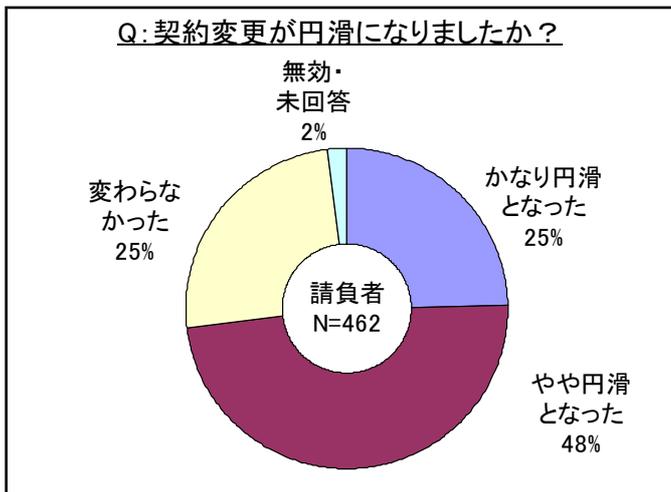


図-3 「円滑な金額協議」の検証(受注者)